

大野市国民健康保険税条例の一部改正について

◆課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し

令和2年4月1日施行

【改正の内容】

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

◇基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 61万円

〈改正後〉

課税限度額 63万円

◇介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 16万円

〈改正後〉

課税限度額 17万円

(2) 低所得者の国民健康保険税の軽減措置（5割軽減・2割軽減）の判定所得基準額の引き上げ

◇5割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

◇2割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が3月末に公布される。公布され次第、3月末に専決処分し6月議会に上程する予定

◆個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の見直し

令和3年1月1日施行

【改正の内容】

(1) 個人所得課税の見直しに伴う基礎控除額の引き上げ

◇7割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円)

〈改正後〉

基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者数の数-1)

◇5割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
+10万円×(給与所得者数の数-1)

◇2割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
+10万円×(給与所得者数の数-1)

※地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が令和2年度中に公布される予定であり、公布後、改正について直近の議会にて上程予定